

茨城学習センター施設の一時使用(有料)申込み手続きについて

茨城学習センターは、一部の講義室等を有料にて貸出しております。
手続きの流れは、下記の通りです。

- ① メールまたは電話にてご希望の講義室等の空き状況を確認してください。
メール: ibaraki-housou@ouj.ac.jp 電話番号: 029-228-0683
- ② 「建物等使用申込書」を記入し、押印の上、以下の宛先まで郵送にてご提出ください。
 - ・提出期限は、**利用希望日の一ヶ月前まで**です。
 - ・申込書は、当センターのウェブサイトからダウンロードのうえ記入してください。
 - ・企業・団体等の申し込みについては、代表者名でお申し込みください。
 - ・備考欄に担当者の名前・連絡先(住所・メールアドレス等)を記入してください。

【提出先】〒310-0056 水戸市文京区 2-1-1 茨城大学構内
放送大学茨城学習センター 宛
- ③ 申請内容を確認し、貸出可能な場合は、承諾書及び請求書を申込者の住所へ郵送します。
- ④ 請求書に記載の支払期日又は使用日前日のいずれか早い日までに、使用料をお振込みください。なお、振込手数料はご負担いただきます。
キャンセルの場合でも、使用料の返金はできかねます。
- ⑤ 当日は、窓口にて承諾書をご提示願います。
- ⑥ 使用終了後は、机・椅子等を移動した場合は、移動前の状態に原状復帰してください。

【貸出しのできる物品について】

机・椅子などの他に、プロジェクターを貸し出すことができます。

使用を希望する場合は、「建物等使用申込書」の備考欄にその旨を記載ください。

なお、プロジェクターを使用する場合、接続するPCについては当方ではお貸しできません。

また、使用方法のご説明及びPCとの接続テスト等のため、事前来所が必要となります。

【注意】次の場合には、施設の一時使用はできません。

- ・宗教的又は政治的な活動を目的とするものである場合
- ・違法又は不当な行為を目的とするものである場合
- ・専ら営利を目的とする場合
- ・その他、センターの管理運営上支障があると認められる場合等